

(介護サービス包括型)共同生活援助

主眼事項		着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1	基本方針					法第43条	
	基本方針	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
		(4) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第207条	
第2	人員に関する基準					法第43条第1項	
1	従業者の員数	指定共同生活援助事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第208条第1項	
(1)	世話人	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第208条第1項第1号	
(2)	生活支援員	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①～④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ① 区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数	適・否		条例第4条	平18厚令171第208条第1項第2号 区分省令	
(3)	サービス管理責任者	指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が30以下 1以上 ② 利用者の数が31以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適・否		条例第4条	平18厚令171第208条第1項第3号	
(4)	利用者数の算定	(1) 及び (2) の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第208条第2項	
(5)	職務の専従	(1) 及び (2) に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第208条第3項	
2	管理者	① 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第209条第1項	
		② 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第209条第2項	

(介護サービス包括型) 共同生活援助

主眼事項		着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
第3	設備に関する基準					法第43条第2項	
	設備	① 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第1項	
		② 指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第2項	
		③ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第3項	
		④ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（県が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第4項、第5項	
		⑤ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第6項	
		⑥ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第7項	
		⑦ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第8項	
		⑧ サテライト型住居の設備は、次のとおりとなっているか。 ア 入居定員は、1人とすること。 イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ウ 居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条第9項	
		(経過措置) (1) 平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができ	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第12条	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑥及び⑦の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第18条	
		(3) 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について、第3の規定を適用する場合には、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第3の⑥中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑦のイの規定は、当分の間、適用しない。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第19条	
第4	運営に関する基準					法第43条第2項	
1	内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第9条第1項)	
2	提供拒否の禁止	指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第9条第2項) 社会福祉法第77条	
3	連絡調整に対する協力	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第11条)	
4	受給資格の確認	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第12条)	
					条例第4条	平18厚令171第213条準用(第14条)	

(介護サービス包括型) 共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
5	訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第15条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第15条第2項)	
6	心身の状況等の把握	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第16条)	
7	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第17条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第17条第2項)	
8	サービスの提供の記録	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第53条の2第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第53条の2第2項)	
9	入退居	(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の2第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の2第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の2第3項	
		(4) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の2第4項	
10	入退居の記録の記載等	(1) 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の3第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の3第2項	
11	指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第20条第1項)	
		(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第20条第2項)	

(介護サービス包括型) 共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
12	利用者負担額等の受領	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の4第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の4第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食材料費 ② 家賃(補足給付を法定代理受領した場合、補足給付を控除した額を限度) ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの際、体験利用者に係る経費(利用日数に合わせて控除する等により適切な額としているか)	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の4第3項 法第34条第1項、第29条第4項 解釈通知	
		(4) 指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の4第4項	
		(5) 指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の4第5項	
13	利用者負担額に係る管理	(1) (体験的な共同生活援助を受ける者を除く) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く)が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第170条の2第1項)	
		(2) (体験的な共同生活援助を受ける者に限る) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る)の依頼を受けて、同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第170条の2第2項)	
14	訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第23条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第23条第2項)	
15	指定共同生活援助の取扱方針	(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の5第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業所の従業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の5第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の5第3項	
		(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の5第4項	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
16	共同生活援助計画の作成等	(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第1項)	
		(2) サービス管理責任者は共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第2項)	
		(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第3項)	
		(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第4項)	
		(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第5項)	
		(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第6項)	
		(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第7項)	
		(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第8項)	
		(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第9項)	
		(10) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第58条第10項)	
17	サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 ④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第210条の6	
18	相談及び援助	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第60条)	
19	介護及び家事等	(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条第1項	
		(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条第3項	
20	社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条の2第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条の2第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条の2第3項	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
21	緊急時等の対応	従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第28条)	
22	支給決定障害者に関する市町村への通知	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第88条)	
23	管理者の責務	(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第66条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第66条第2項)	
24	運営規程	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 ※ 体験利用を提供する場合にはその旨明記しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第211条の3	
25	勤務体制の確保等	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条第1項	
		(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条第2項	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条第3項	
		(4) 指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書きの規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条第4項	
		(5) 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条第5項	
		(6) 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条第6項	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
26	業務継続計画の策定等	(1) 指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第33条の2第1項）	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第33条の2第2項）	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第33条の2第3項）	
27	支援体制の確保	指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条の2	
28	定員の遵守	指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条の3	
29	非常災害対策 【独自基準】	(1) 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、当該指定共同生活援助事業所の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第5条第1項【独自基準】	平18厚令171第213条準用（第70条第1項）	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第5条第2項【独自基準】	平18厚令171第213条準用（第70条第2項）	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		条例第5条第3項【独自基準】	平18厚令171第213条準用（第70条第3項）	
		(4) 指定共同生活援助事業者は、(2)の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第5条第4項【独自基準】		
		(5) 指定共同生活援助事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定共同生活援助事業者において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第5条第5項【独自基準】		
30	衛生管理等	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第90条第1項）	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第90条第2項）	
31	協力医療機関等	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条の4第1項	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第212条の4第2項	
32	掲示	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第92条）	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用（第92条第1項）	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
33	身体拘束等の禁止	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第35条の2第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第35条の2第2項)	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。 ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、（3）に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第35条の2第3項)	
34	秘密保持等	(1) 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第36条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第36条第2項)	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第36条第3項)	
35	情報の提供等	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めている	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第37条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第37条第2項)	
36	利益供与等の禁止	(1) 指定共同生活援助事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第38条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第38条第2項)	
37	苦情解決	(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第2項)	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第3項) 法第10条第1項	
		(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第4項) 法第11条第2項	
		(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第5項) 法第48条第1項	
		(6) 指定共同生活援助事業者は、都道府県又は市町村から求めがあった場合には、（3）から（5）までの改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第6項)	
		(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条	

(介護サービス包括型) 共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
38	事故発生時の対応	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第40条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第40条第2項)	
		(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第40条第3項)	
39	虐待の防止	指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第40条の2)	
40	地域との連携等	指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第74条)	
41	会計の区分	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第41条)	
42	記録の整備	(1) 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第75条第1項)	
		(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ① 共同生活援助計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平18厚令171第213条準用(第75条第2項)	
43	電磁的記録等	指定共同生活援助事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
		(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(10の(1)の受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項	
		(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第2項	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
地域移行支援型ホームの特例（経過措置）							
(1)	地域移行支援型ホーム	① 次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、第3の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。 ア 都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域）における指定共同生活援助の量が、事業開始時点において、都道府県障害福祉計画において定める指定共同生活援助の必要量に満たない都道府県又は当該区域内において事業を行うものであるか。 イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。 ② ①の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における指定共同生活援助の事業等について第3の②から⑧までの規定の適用については、②中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第7条第1項 法第89条第1項、第2項第2号	
(2)	共同生活住居の構造等	地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保したもとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第7条の2	
(3)	指定共同生活援助の提供期間	地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第8条	
(4)	指定共同生活援助の取扱方針	地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から（3）に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第9条	
(5)	共同生活援助計画の作成等	地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第4の16の規定を適用する場合においては同（2）中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から地域移行支援型ホームの特例（経過措置）の（3）に定める期間内に地域移行支援型ホームの特例（経過措置）の（4）に規定する住宅等に移行すること」と、同（4）中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」として	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第10条	
(6)	協議の場の設置	① 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（地域移行推進協議会）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第11条第1項	
		② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県がこれに準ずるものとして特に認めるもの（自立支援協議会等）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第11条第2項	
個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（経過措置）							
		(1) 第4の19の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる区分4～6に該当する者が、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第18条の2第1項 区分省令	
		(2) 第4の19の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4～6に該当する者が、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。 ① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること ② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第18条の2第2項 区分省令	
		(3) (1)及び(2)の場合において、第2の1(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（経過措置）の(1)又は(2)の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」としているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第18条の2第3項	
第5	変更の届出等					法第46条	
1	変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否		条例第4条	法第46条第1項 法施行規則第34条の23	
2	廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否		条例第4条	法第46条第2項 法施行規則第34条の23	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
第6	業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1	業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否		条例第4条	法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2	業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否		条例第4条	法第51条の2第2項及び 第3項 法施行規則第34条の28	
第7	障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第76条の3	
	障害福祉サービス等情報公表制度の報告	指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報(法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ① サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 (法施行規則第65条の9の8別表第1号) ② 毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 及び運営情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号)	適・否		条例第4条	法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	
第8	訓練等給付費の算定及び取扱い					法第29条第3項	
1	基本事項	(1) 指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項	
2	共同生活援助サービス						
(1)	①基本報酬 共同生活援助サービスの利用者	共同生活援助サービス費については、障がい者(身体障がい者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。地域移行支援型ホームの利用者は、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が事業開始日において精神科病院に1年以上入院している精神障がい者に限る。)に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第15 の1注1	
	共同生活援助サービス費(Ⅰ)	共同生活援助サービス費(Ⅰ)は、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上配置されているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第15 の1注2	
	共同生活援助サービス費(Ⅱ)	共同生活援助サービス費(Ⅱ)は、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上配置されているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第15 の1注3	
	共同生活援助サービス費(Ⅲ)	共同生活援助サービス費(Ⅲ)は、上記(Ⅰ)(Ⅱ)以外の指定共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第15 の1注4	
	個人単位で居宅介護等を利用する場合(経過措置)	令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受け、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、居宅介護等を利用した日に共同生活援助を行った場合は、上記(Ⅰ)～(Ⅲ)のサービス費に代えて、障害支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第15 の1注5 平18厚令171附則第18 条の2	
	共同生活援助サービス費(Ⅳ)(体験利用)	共同生活援助サービス費(Ⅳ)は、一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合(1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る)、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第15 の1注6	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類	
	②減算 (人員欠如減算、個別支援計画未作成減算、大規模住居等減算)	共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の①～③のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業者の員数が以下に該当する場合(人員欠如減算) ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、それ以外で要件を満たさない場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月日以降は100分の50(職員欠如減算) ・サービス管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月日以降は100分の50(サービス管理責任者欠如減算) ② 共同生活援助計画が作成されていない場合(個別支援計画未作成減算) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 (※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用) ③ 共同生活住居の入居定員について以下に該当する場合(大規模住居等減算) ア 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居の入居定員を含む)の合計数が21人以上である場合 100分の95 (※③ア及びウに該当する場合は③アの割合を、③イ及びウに該当する場合は③イの割合を適用)	適・否				平18厚告523別表第15の1注7 平18厚告550十 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(13) H30.3.30付報酬改定Q&A問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
	(身体拘束等廃止未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は第4の33の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)	適・否			平18厚告523別表第15の1注8 留意事項通知第二の1(12)		
	③障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(個人単位で居宅介護等を利用する場合を除く)は、共同生活援助サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第15の1注9		
(2)	福祉専門職員配置等加算							
	①福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	指定基準上、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定共同生活援助事業所等)において、共同生活援助を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第15の1の4注1		
	②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	指定基準上、世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、共同生活援助を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第15の1の4注2		
	③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、世話人及び生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、世話人及び生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平18厚告523別表第15の1の4注3		
(3)	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である利用者の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、共同生活援助を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第15の1の4の2		
(4)	看護職員配置加算	指定基準に定める従業者の数に加え、看護職員を常勤換算方法で1名以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第15の1の4の3		

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(5)	夜間支援等体制加算						
	①夜間支援等体制加算(Ⅰ)	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして県が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第15の1の5注1	
	②夜間支援等体制加算(Ⅱ)	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第15の1の5注2	
	③夜間支援等体制加算(Ⅲ)	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして県が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第15の1の5注3	
	④夜間支援等体制加算(Ⅳ)	①の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして、県が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第15の1の5注4	
	⑤夜間支援等体制加算(Ⅴ)	①の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして県が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅳ)の算定対象となる利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の1の5注5	
	⑥夜間支援等体制加算(Ⅵ)	①の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。(Ⅳ)又は(Ⅴ)の算定対象となる利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の1の5注6	
(6)	重度障害者支援加算(Ⅰ)	次の①～③の施設基準に適合しているものとして、県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象者(報酬告示別表第8の1の注1に規定する支援の度に相当する者)に対して、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける個人単位で居宅介護等を利用する者は算定不可) ①指定基準に加え、指定重度障害者等包括支援の対象者への支援に必要な生活支援員を配置すること。 ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書を作成すること。 ③生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。 ※各研修の内容以上の研修修了者でも良い。	適・否			平18厚告523別表第15の1の6注1 平18厚告523別表第8の1注1 平18厚令551十六のイ(1) 平18厚令171附則第18条の2	
	重度障害者支援加算(Ⅱ)	次の①～③の施設基準に適合しているものとして、県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、指定重度障害者等包括支援の対象者(報酬告示別表第8の1の注2に規定する支援の度に相当する者)に対して、共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)との併算定は不可。 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける個人単位で居宅介護等を利用する者は算定不可) ①指定基準に加え、指定重度障害者等包括支援の対象者への支援に必要な生活支援員を配置すること。 ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書を作成すること。 ③生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であること。 ※各研修の内容以上の研修修了者でも良い。	適・否			平18厚告523別表第15の1の6 平18厚告523別表第8の1注2 平18厚令551十六のイ(2) 平18厚令171附則第18条の2	

(介護サービス包括型) 共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
(7)	医療的ケア対応支援加算	<p>指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。(重度障害者支援加算(I)との併算定は不可。)</p> <p>※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表</p>	適・否			平18厚告523別表第15の1の7 平18厚告第556号第5号の2 平24厚告第122号別表第1の1	
(8)	日中支援加算						
	①日中支援加算(I)	<p>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障がい者(65歳以上又は区分4以上の障がい者をいう)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数(日中支援加算(II)の対象利用者を含める)に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は祝日に支援を行った場合は算定しない。(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける個人単位での居宅介護等の利用者は算定不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第15の1の8注1 留意事項通知 平18厚令171附則第18条の2	
	②日中支援加算(II)	<p>指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(区分2以下の利用者に限る)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬算定方法別表第1医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月に2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、日中支援対象利用者の数(日中支援加算(I)の対象利用者を含める)に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける個人単位での居宅介護等の利用者は算定不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第15の1の8注2 介護保険法 平20厚告59別表第1 留意事項通知 平18厚令171附則第18条の2	
(9)	自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行い、それを記録した場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行い、それを記録した場合に、退居後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(退居後に他の社会福祉施設に入所する場合は、算定不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第15の2	
(10)	入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く)への入院を要した場合に、指定基準上、置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(長期入院時支援特別加算が算定される月は、算定不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第15の3	
(11)	長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く)への入院を要した場合に、指定基準上、置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続入院者は、入院初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(入院時支援特別加算が算定される月は、算定不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第15の3の2	
(12)	帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(長期帰宅時支援加算が算定される月は、算定不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第15の4	

(介護サービス包括型) 共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
(13)	長期帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続外泊者は、外泊初日から起算して3月に限る）について、1日につき所定単位数を加算しているか。 （帰宅時支援加算が算定される月は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第15の5	
(14)	地域生活移行個別支援特別加算	次の①～④の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む）において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①指定基準の世話人又は生活支援員に加え、適切な支援を行うための世話人又は生活支援員の配置が可能であること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員の配置により、適切な支援のための指導体制が整っていること。 ③従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。 ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。	適・否			平18厚告523別表第15の6 平18厚告551七のロ、七の二のロ（七のロを準用）、八のイ 平18厚告556九	
(15)	精神障害者地域移行特別加算	運営規程に定める主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含み、かつ、指定基準上、置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院し当該精神科病院を退院後1年以内の精神障がい者に対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 （地域生活移行個別支援特別加算を算定する場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第15の6の2	
(16)	強度行動障害者地域移行特別加算	次の①、②の施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所し当該施設等を退所後1年以内の者のうち、認定調査票による行動関連項目の合計点数が10点以上である者（強度行動障がい者）に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置していること。 ②生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が100分の20以上であること。 ※各研修の内容以上の研修修了者でも良い。 （重度障害者支援加算を算定する場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第15の6の3 平18厚告551十六のハ、十七のハ（十一の二を準用） 平18厚告543四十（四を準用）、別表第2	
(17)	強度行動障害者体験利用加算	次の①、②の施設基準のいずれにも適合しているものとしての県に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所し当該施設等を退所後1年以内の者のうち、認定調査票による行動関連項目の合計点数が10点以上である者（強度行動障がい者）に対し、共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置していること。 ②生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が100分の20以上であること。 ※各研修の内容以上の研修修了者でも良い。 （重度支援加算を算定する場合は、算定不可）				平18厚告523別表第15の6の4 平18厚告551十六のハ、十七のハ、（十一の二を準用） 平18厚告543四十（四を準用）、別表第2	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(18)	医療連携体制加算						
	①医療連携体制加算 (Ⅰ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注1	
	②医療連携体制加算 (Ⅱ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注2	
	③医療連携体制加算 (Ⅲ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注3	
	④医療連携体制加算 (Ⅳ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか(1回の訪問につき8人の利用者を限度とする)。 (看護職員配置加算若しくは医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを算定している利用者については、併算定不可) ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表	適・否			平18厚告523別表第15の7注4 平18厚告556五の七	
	⑤医療連携体制加算 (Ⅴ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定する事業所は算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注5	
	⑥医療連携体制加算 (Ⅵ)	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(医療的ケア対応支援加算又は(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)のいずれかを算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注6	
	⑦医療連携体制加算 (Ⅶ)	次の①～③の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、共同生活援助を行った場合に、所定単位数を加算しているか。 ①職員の配置又は病院等との連携により、看護師を1名以上確保していること。(准看護師は不可) ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (看護職員配置加算を算定する事業所は算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注7 平18厚告551の十七、十七の二(十六の二を準用)、十八のロ(十六の二を準用)	
(19)	通勤者生活支援加算	次の①～③の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等において、共同生活援助を行った場合に、所定単位数を加算しているか。 ①職員の配置又は病院等との連携により、看護師を1名以上確保していること。(准看護師は不可) ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (看護職員配置加算を算定する事業所は算定不可)	適・否			平18厚告523別表第15の7注5 平18厚告551の七の二、七の二の二(七の二を準用)、八のロ(七の二を準用)	

(介護サービス包括型)共同生活援助

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
(20)	福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 （介護サービス包括型の場合） ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の86に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の63に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の35に相当する単位数	適・否			平18厚告523別表第15の9 平18厚告543四十一（二を準用）	
(21)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 （介護サービス包括型の場合） ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の19に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の16に相当する単位数	適・否			平18厚告523別表第15の10 平18厚告543四十二（十七を準用）	

(参照法令等)

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

平26厚令5（区分省令）： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）

基準関係： 平18厚令171（指定障害福祉サービス基準、指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第

条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）

規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第18号）

平18厚告544（サビ管告示）： 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

報酬関係： 平18厚告523（報酬告示）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）

平18厚告551： 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

平18厚告556： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

平20厚告59： 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）

留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付障発第1031001号）